

福知山市事業者チャレンジおうえん事業 二次公募

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、中小企業者等がコロナ禍に打ち勝つための取組みとして業種・業態転換等の新たな取組（事業）を行う場合に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

1 申請受付期間

令和3年3月1日（月）から令和3年4月30日（金）午後5時まで

2 事業実施期間

令和3年3月1日（月）から令和3年10月29日（金）まで

3 補助対象者（令和2年11月公募分の採択事業者は応募できません）

福知山市内に事業所を有する中小企業者（※1）、または創業者・創業予定者（※2）

（※1）中小企業者においては中小企業基本法第2条に規定するもの

（※2）創業者においては令和3年1月1日以降に創業したもの、創業予定者においては令和3年10月29日（金）までに税務署に開業届を提出できるもの

4 申請要件

令和3年3月1日以降の取組（事業） であること

次のいずれかの事業支援機関にて事業計画を確認されていること

福知山市産業支援センター、福知山市商工会、福知山商工会議所

市税に滞納がないこと

5 補助対象事業

既存事業者

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた以下のA・B両方、または、いずれかに該当する取組（事業）により売上げの向上が見込めること

A：業種・業態転換（※）による新たな取組（事業）

（※）業種・業態転換とは、新分野進出や新規事業の開始、自社の商品・サービスやその提供方法、ビジネスモデル、対象とする市場のいずれかの変更とします。

（例）対面サービスから非対面サービスの実施、飲食店が宅配や持ち帰りに対応

B：コロナ禍に打ち勝つための新たな取組（事業）

（例）キャッシュレス決済、セルフオーダーシステム等

創業者・創業予定者

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえており、継続した事業運営が見込める取組（事業）であること

6 補助率・補助額

補助率	補助対象経費の4分の3以内
補助額	上限 1,125,000 円

7 補助対象経費（次の①～③の条件をすべて満たすものとなります。）

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 令和3年3月1日以降に発生し対象期間中に支払、使用等が完了した経費
- ③ 証拠資料等によって支払金額が確認できる経費

①機械装置費等

本事業を実施するにあたって直接必要な機械装置費等の購入に関する経費。

【対象とならない経費】

パソコンやタブレット、自動車等車輛（一般営業車、配達用車両等）など補助事業以外に転用可能な汎用性のあるもの。

②広報費

パンフレットやポスター・チラシ等を作成するため及び広報媒体等を活用するために支払われる経費。ウェブサイトを作成・更新するための経費。

【対象とならない経費】

- ・ 試供品、販促品（商品・サービスの宣伝広告の掲載がない場合）、名刺、商品・サービスの宣伝広告を目的としない看板・会社案内パンフレットの作成・求人広告
- ・ 保守料など契約期間が補助実施事業期間を超える契約期間分の経費

③開発費

新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費

※購入する原材料等の数量はサンプルとして使用する必要最小限にとどめ、補助事業完了時には使い切ることを原則とします。

【対象とならない経費】

販売を目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費。

④借料

事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費。

【対象とならない経費】

- ・ 契約期間が補助事業実施期間を超える契約期間分
- ・ パソコンやタブレット、自動車等車輛（一般営業車、配達用車両等）など補助事業以外に転用可能な汎用性のあるもの。

⑤委託費

事業遂行に必要な業務の一部を第三者に委託（委任）するために支払われる経費（市場調査等についてコンサルタント会社等活用するなど、自ら実行することが困難な業務に限ります）

※委託内容、金額等が明記された契約書等を締結し、委託する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。

⑥外注費

事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注（請負）するために支払われる経費（店舗の改装や車輛の改造等、自ら実行することが困難な業務に限ります）

※外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、外注する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。

【対象外経費】

- ・ 本事業における対象経費で、国や府等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、または受けることが決まっている場合
- ・ 消費税、地方消費税
- ・ その他事務局が補助金の目的等と照らして適当でないと認めるもの

8 提出書類について

令和3年4月30日(金)午後5時までに以下の書類各1部を福知山商工会議所まで提出してください。

(事業支援機関での確認が必要となりますので期日に余裕をもってご相談ください)

<input type="checkbox"/> 宣誓・同意書(様式1)	原本
<input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書(様式2)	原本
<input type="checkbox"/> 交付申請書(様式3)	原本
<input type="checkbox"/> 事業計画書(様式4-1、様式4-2) (いずれかの支援機関にて確認がとれているもの)	原本
<input type="checkbox"/> 見積書及び設計書または仕様書	写し
<input type="checkbox"/> 直近の確定申告書および決算書(※1) 決算期を一度も迎えていないものは直近の試算表	写し
<input type="checkbox"/> 納税証明書(市税に滞納がないことの証明)(※2) 申請日から3か月以内の日付のもの	写し
<input type="checkbox"/> 決算期を一度も迎えていないものは開業届書	写し
<input type="checkbox"/> 策定されたBCP計画書、SDGsを表明したことが分かる資料 (様式3の加点付与において、策定(取組み)済みに <input checked="" type="checkbox"/> された場合のみ)	写し

※1-個人事業主は収支内訳書[1面]または所得税青色申告決算書[1・4(貸借対照表)面]、法人は貸借対照表および損益計算書を添付

※2-市税の徴収猶予を受けておられる方は、納税証明書(滞納あり)に徴収猶予許可通知書の写しを添付

9 申請手続き

【受付から補助金支払いまでの流れ】

- ①申請書類(様式1~4)を作成してください。
- ②事業支援機関へご相談のうえ、支援機関確認欄への記入を依頼してください。
- ③福知山商工会議所へ申請書類を提出してください。
- ④採択者は交付決定後に申請事業を実施し、完了後は事業支援機関にて実績報告書類を確認してもらった上で、福知山商工会議所へ事業報告書類を提出してください。
- ⑤福知山商工会議所にて提出された書類を確認し、不備等があれば追加で書類の提出を依頼します。
- ⑥報告書類の不足・不備がないことの確認が終わり次第、補助金を請求・受領

10 採択審査時の加点付与について

以下A、またはBの事業に既に取組んでいる。または、本事業と併せてA、B両方、もしくは、どちらか一方に取組まれる事業者に対して、採択審査時に加点を行うものです。加点付与を希望される場合は、申請書(様式3)の確認欄へのチェックと事業計画書(様式4-1)に取組み内容を必ず記載してください。

また、採択された場合、報告時に事業を実施したことが確認できる書類(BCP…策定された計画書、SDGs…参加を表明したことが分かる資料)の提出を求めます。

A: BCPの策定

B: SDGs(17項目から取組内容を選択)への取組み

1 1 採択審査基準

取組（事業）については、下記の事項を評価の基準とします。

- ① 新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響に打ち勝つための売上向上に繋がる工夫を凝らした新たな取組（事業）であること
- ② 自社（自己）分析を踏まえた上で具体性・計画性があり、実現可能なものである。
- ③ 費用に対して相応の効果があり、かつ事業の継続性が見込めるものである

※採択審査、及び審査結果に関する内容についての問い合わせには応じかねますのでご理解いただいたうえでお申し込みください。

1 2 補助金の採択又は不採択の決定は、募集期間終了後、提出書類により審査を行い、文書にて各申請者に結果を通知いたします。

- (1) 採択審査結果の通知は6月初旬頃を予定しています。
- (2) 補助金は、予算の範囲内で交付するため、採択されることになった場合にも希望された金額の全てに応じられない場合があります。
- (3) 補助金の支払いは、取組（事業）終了後の精算払とします。
- (4) 宣誓・同意書の『事前着手欄』にチェックをされた場合のみ、交付決定日前の支払い分が補助対象経費となります。
（『事前着手欄』へのチェックは採択を約束するものではありません。）

1 3 実績報告書の提出について

- (1) 補助事業終了後は、事業終了から1ヶ月以内、または令和3年11月30日(火)のいずれか早い日までに、実績報告書を事業支援機関にて確認をとってもらった上で、福知山商工会議所に提出してください。併せて領収書や明細がわかる資料（成果物見本や写真等を含む。）の添付が必要です。
(その際、取組（事業）実績について事業支援機関が確認させていただきます。)
- (2) 福知山商工会議所において実績報告書類を受理後、取組（事業）及び経費を最終確認の上、補助金額を確定し通知します。

【お問い合わせ・申請書類提出先】

〒620-0037 福知山市字中ノ27番地
福知山商工会議所 中小企業相談所
TEL 0773-22-2108/FAX 0773-23-6530

※申請書類は、福知山商工会議所ホームページからダウンロードできます。
また、支援を受けている事業支援機関でもお受け取りいただけます。

福知山商工会議所HPアドレス

[URL:http://www.fukuchiyama.or.jp/](http://www.fukuchiyama.or.jp/)

○受付時間は、月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時（土日祝日除く）です。